

**「土壤汚染対策法に基づく政省令に規定する内容（案）」
に関する国民の皆様からの意見募集結果について**

平成14年11月

環 境 省 環 境 管 理 局
水 環 境 部 土 壤 環 境 課

土壌汚染対策法に基づく政省令に規定する内容のうち、中央環境審議会において審議された技術的事項を除くものについては、環境省において案を取りまとめ、平成14年8月7日から9月3日まで、広く国民からの意見募集を行ったところ。

このたび寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方について取りまとめたので、公表する。

【意見の提出状況】

持参によるもの	1通
郵送によるもの	3通
FAXによるもの	30通
電子メールによるもの	92通
合計	126通

意見の延べ総数	471件
---------	------

「土壌汚染対策法に基づく政省令に規定する内容（案）」への 意見の概要及び意見に対する考え方について

1 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地

(1) 調査の対象物質

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1. 「資料等調査で過去に使用した可能性がある物質」を追加すべきである。古くから工業化が進んだ地域では、工場の移転や用途改変が既に行われた工場等が多く、これらの施設で使用された物質も調査の対象とする必要があると思われる。</p>	<p>使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地の調査については、その有害物質使用特定施設を設置していた事業者が営んでいた事業に関する履歴等に基づく調査までと考えており、それ以前の土地の使用履歴により汚染の存在のおそれがある場合には、それが明らかとなった際に人の健康に係る被害の防止の観点から必要に応じて法第4条の調査命令が発動されることとなります。</p>
<p>2. 自治体によっては政令案に示されている物質以外についても、条例もしくは要綱で調査対象としているので整合性をとってほしい。</p>	<p>土壌汚染対策法に基づく調査・措置の対象となる物質は、これまでに得られている科学的知見に基づき中央環境審議会において御審議いただいた結果を踏まえて決めるものです。なお、それ以外の物質について自治体が当該地域の状況等を踏まえて独自に条例・要綱等において規制対象とすることについては自治体の判断であると考えます。</p>

(2) 調査を行う必要がない場合

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1-1. 「ア」「イ」「ウ」に掲げられている「調査を行う必要がない場合」は、有害物質使用特定施設で使用されてきた特定有害物質の種類によっては地下水への混入によりこれが容易に敷地外に漏出することから、いずれも調査を行うことを要すると考える。</p> <p>1-2. 地下水汚染を待って調査を開始したのでは汚染が拡大してしまい、その対策に莫大な経費がかかるため、「(2) 調査を行う必要がない場合」を全て削除すべきである。</p> <p>1-3. イ「小規模な事業場」の場合でも、地下水汚染があれば法第1条に反することにな</p>	<p>ここで「調査を行う必要がない」としているのは、「有害物質使用特定施設の使用を廃止した際の調査」であり、当該土地の周辺で地下水の飲用利用等がある場合で、近隣で地下水汚染が発見されて当該土地にその原因となる土壌汚染が存在する蓋然性が高い場合には、「ア」「イ」の場合は法第4条の調査命令が発動され、「ウ」の場合は鉱山保安法に基づき同様の命令が発動されることになることから、ここでは原案どおりとすることが適当と考えます。</p>

<p>るので調査は必要である。(3件)</p>	
<p>2. 調査が不要な業種を明確化させるため、調査を行う必要がない「事業場」の定義を明確にしてほしい。例えば、「倉庫」や「物流ターミナル」が含まれると考えてよいか。</p>	<p>ここで対象としているのは、有害物質使用特定施設を設置している事業場です。「倉庫」や「物流ターミナル」が含まれるかどうかは、そこに有害物質使用特定施設を設置しているかどうかで決まります。</p>
<p>3. 現在使用している特定施設、あるいは過去に使用していて現在はすでに廃止されている特定施設の土壌汚染についての規定が必要ではないか。</p>	<p>現在使用している特定施設が設置されている工場等の敷地であっても、既に廃止されている特定施設が設置されていた敷地であっても、土壌汚染のおそれ明らかとなった際に、人の健康に係る被害の防止の観点から必要に応じて法第4条の調査命令が発動されることとなります。</p>
<p>4. 現行の労働安全衛生法等では土壌汚染まで十分に管理されていないので、アを削除すべきである。(3件)</p>	<p>アについては、有害物質使用特定施設を廃止した場合でも、工場・事業場として一定の管理下に置かれることとなれば、引き続き従業員等以外の者が立ち入ることができない場合には従業員等以外の人に対する直接摂取によるリスクが発生しないこと等が担保されていると考えられるため、法第3条の調査を猶予することとしているところです。なお、土壌汚染によるものに限らず、工場・事業場における従業員等に対する健康影響については労働安全衛生法により適切に管理されていると考えています。</p>
<p>5. 工場・事業場を廃止するまで調査を行わないとすると、有害物質を使用した実績を把握するのが困難になるので、特定施設の使用を廃止した場合速やかに周辺の土壌の調査を実施すべきではないか。</p>	<p>調査を猶予する考え方は4.で述べたとおりですが、有害物質使用特定施設を廃止した時点での有害物質の使用実績等を把握して記録しておくことは必要と考えています。</p>
<p>6. 飲用井戸がないことを理由に地質汚染を放置した結果、湧水を通して表流水を汚染している例がある。このような汚染の放置は汚染範囲の広域化・難透水層の汚染を招き、その対策にかかる時間・費用は莫大なものとなる。当面周囲での地下水の利用がないことや、住民が立ち入れないことを理由に調査をしなくてもよいようなことをわざわざ述べる必要はない。</p>	<p>法第4条の調査は、地下水が飲用に供されている場合だけでなく、公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合にも命令を発動することとしています。また、直接摂取によるリスクは人が立ち入れないところでは発生しないものであり、そのような土地利用である限りではこのリスクの観点からは調査の必要はないと考えます。</p>
<p>7. アはA工場 A工場のみを意味するののか。所有権が移転するA工場 B工場の場合も適用され、調査を行うことを要しないのか。</p>	<p>所有権が移転するA工場 B工場の場合も、引き続き従業員等以外の者が立ち入ることができない場合には調査を行うことを要しません。</p>

<p>(2 件)</p> <p>8 . イ「小規模な事業場」は人によって捉え方が異なる可能性があるので、具体的な目安を定めた方がよい。</p>	<p>ここでいう「小規模」とは、居住部分と比較して事業場部分が著しく大規模でないなど、その敷地が全体として居住と事業に兼用されていると一般に認識される程度に事業の規模が小規模であることを想定しており、具体的な目安を定めることは考えていません。</p>
<p>9 . ウ「鉱山法に基づく命令の対象になる事業場の敷地または跡地」で、事業場建設当時は住宅地から離れていたが現在は市街地になったところもある。市街地の場合は汚染が浸透、拡散したら取り返しがつかなくなるので調査の対象とすべきである。</p>	<p>鉱山の跡地で一定の期間が経過し、既に市街地になっている土地については、鉱山保安法の適用を受けずに土壤汚染対策法に基づき必要な調査・措置が行われることとなります。</p>
<p>10 . 鉱山保安法第 26 条の命令がなく 5 年以上経過し、義務者不存在となった場合も調査対象となるのか。その場合、堆積場、露天掘り跡等も対象となるのか。</p>	<p>堆積場、露天掘り跡等であっても、鉱山保安法第 26 条の命令がなく 5 年以上経過して、鉱山保安法の適用を受けていない場合には、土壤汚染対策法の対象となります。</p>
<p>11 . イタイイタイ病の発生源たる三井金属・神岡鉱山の亜鉛電解工場敷地では、環境基準を大幅に上回る土壤汚染と、排水基準を大幅に上回る汚染地下水の北陸電力発電用水路への流入があった。このように金属鉱山や精錬所敷地では、必然的に重金属による土壤・地下水汚染が起こりやすいので調査対象とすべきである。なお、経済産業省と環境省は、土壤汚染対策法の閣議決定に際し、「鉱山保安法管理区域は、第 3 条第 1 項ただし書きを適用して調査・報告を免除する」という局長間の覚書をかわしたが、鉱山保安法では、土壤・地下水汚染までは十分管理されていない。よって、ウは削除すべきである。(2 件)</p>	<p>鉱山保安法管理区域において土壤・地下水汚染が生じた場合には、鉱山保安法により土壤汚染対策法と同様の対策が行われることとなりますので、原案どおりとすることで問題は生じないものと考えます。</p>
<p>12 - 1 . を削除すべきである。人の健康被害を防止する観点からは、敷地面積の大小によらず法に基づいて汚染状況調査を実施すべきである。(7 件)</p>	<p>本項目は、本年 1 月の中央環境審議会答申「今後の土壤環境保全対策の在り方について」における「中小企業者に対する配慮」の中で、「狭小敷地の事業者が本制度に係る措置を円滑に実施するためには、当該事業者に対する啓発や能力向上等の準備が必要である」とされたことを踏まえたものであり、あくまで中小企業者の中でも零細な狭小敷地の事業者に対する配慮事項として、零細企業の営業実態等を勘案しつ</p>
<p>12 - 2 . 100㎡単位で調査が必要としているのに、敷地の面積が300㎡以下の場合は何故調査を必要としないのか不明であり、根拠を示すべきである。(2 件)</p>	
<p>12 - 3 . を削除し、「工場・事業場の周辺</p>	

で地下水等の摂取によるリスクがない場合には調査を行うことを要しない。」と修正された。直接摂取によるリスクの観点は一アで示されているので、ここでは地下水等の摂取によるリスクの観点について記載すれば良い。

13-1. の文面では、有害物質の直接摂取に係わる項目の調査を行う必要があるように読みとれるので、「地下水経由の健康被害の観点からの」を削除すべきではないか。

13-2. の場合、直接摂取によるリスクの観点からの調査は9項目で実施することとなるのか。何故、地下水摂取によるリスクの観点からの調査は必要ないのか。

14. 「工場・事業場の敷地の面積が300㎡以下」で調査を行うことを要しない場合は、都道府県知事に申請して確認を受けることとすべきである。申請・確認手続きを不要とした場合、周辺で地下水が飲用に利用されていても当事者がそれを知らないで調査不要と判断してしまう可能性がある。

15. 「当分の間」については、将来的に調査義務が発生する懸念があり、土地の再利用に影響するため、その意味をある程度明確にすべきである。(2件)

16. 調査の必要性は、使用した有害物質の量、使用期間や有害物質の性質を基準にすべきである。したがって、敷地面積が広い場合であっても使用した有害物質が少ない場合は調査する必要がないのではないか。

17. 工場の一部閉鎖、一部売却に関する取扱が不明確である。工場敷地では、以前自社の廃棄物埋め立てや未処理廃液漏れがあった場所が、敷地内で更地になっており、そこだけ切り

つ周辺で飲用利用等がなされていない土地であって可能な限り狭小な敷地として300㎡以下の敷地面積であれば、当分の間、地下水経由の健康被害の観点からの調査を行うことを要しないこととしたものです。

の場合に調査を行うことを要しないとしたのは、周辺で地下水が飲用に利用されていないなどの時には、地下水等の摂取によるリスクが存在しないことから、地下水経由の健康被害の観点からの調査に限り、当分の間、行うことを要しないとしたものです。したがって、狭小敷地であっても、工場・事業場が廃止されて人が立ち入ることができる用途に供される場合には、直接摂取によるリスクの観点からの調査は行う必要があります。

有害物質使用特定施設を廃止した際には水質汚濁防止法に基づく廃止届出が行われることから、都道府県知事はこれにより法第3条の調査を行うことを要するかどうか判断することとなります。その際に、必要に応じ土地所有者等に照会をすることが考えられます。

また、土地所有者等としても必要であるにもかかわらず調査を行わなかった場合には罰則が適用されることから、土地所有者等の方からも確認がなされることになると考えています。

「当分の間」については、零細な狭小敷地の事業者が、本法に基づく調査・措置を円滑に実施できるだけの能力向上等の準備が整う時点までとなりますが、現時点では具体的な期間は想定していません。

土壌の汚染は使用等の量よりも使用等のなされ方の方が問題であり、使用した有害物質が少ない場合であっても、有害物質使用特定施設において有害物質を使用等している場合には土壌を汚染する可能性がありますので、施設の廃止時に調査を行うことが必要と考えます。

有害物質使用特定施設を廃止して、そこを含む土地を切り売りする場合には法第3条の調査が必要となりますが、そうでない場合には当該調査は必要ありません。しかしながら、調査が

売りするケースが多い。したがって、工場自体は使用を継続しているが、敷地の一部を切り取って売却する場合、部分廃止として、調査を行なう必要があるのか不明である。

18-1. の都道府県知事の確認が取り消された場合、取消時点の土地所有者等が調査を行うこととしているが、当該土地の履歴や従前の利用状況をより知悉している確認時点の土地所有者等が、取消時点の土地所有者等の同意を得た上で調査を行うべきである。

18-2. 有害物質使用特定施設を廃止し、その後転売などで数回土地所有者が変わっても引き続き当該敷地が工場・事業場として使用され、その後初めて土地の形質の変更が行われる場合、本政省令（案）によれば、確認の取消の時点の土地所有者等（即ち現土地所有者）が土壤汚染状況調査を行うこととされている。しかし、数回に渡る土地所有者の変更で、現土地所有者が過去に当該敷地に有害物質使用特定施設が設置されていたことを知らない場合、調査を拒否され、また、過去の特定施設設置者又は土地所有者に連絡がつかず調査をしてもらえないなど、行政側が誰に調査をさせるのかを判断するのが困難になることが予想される。従って、このような場合に誰が土壤汚染状況調査を行うのかははっきり規定してほしい。

19. 法第3条の廃止時の調査を猶予された土地の状況と法第5条に基づく指定区域の状況について、都道府県はその状況を適宜、正確に把握しておく必要があるため、当該土地の土地所有者に対して、少なくとも年1回以上、当該土地に係る現況届の提出を義務付け、都道府県が当該土地の状況を正確に把握し、法の適正な執行を担保できる制度とすべきである。

20. で知事の確認を受けた土地が、土地の利用方法等は変更なく代替わりが行われた場合には、確認の効力は引き続き有効となることを

必要がない場合であっても、土壤汚染が存在する可能性があることが自ら分かっている場合には、自主的に調査・対策を行うことが望ましいと考えます。なお、汚染が存在することが明らかでない場合等には、人の健康に係る被害の防止の観点から必要があれば法第4条の調査命令が発動されることとなります。

本法では、土地の危険な状態につき責任を有し、かつ、土地の掘削等を伴う調査を行う権原を有する土地所有者等に必要な限度の土壤汚染状況調査を行わせることとしておりますので、法第3条の調査は、当該調査を行うこととなった時点での土地所有者等が行うことが適当と考えます。したがって、法第3条第1項の確認を受けた土地については、当該確認が取り消されて調査が行われることとなった時点の土地所有者等に調査させることが適当と考えます。

なお、確認を受けた際の土地所有者等がその状態のまま他社に土地を転売する場合には、廃止された有害物質使用特定施設に係る情報等が適切に調査を行う土地所有者等に受け継がれることが重要と考えます。

御意見を踏まえ、法第3条第1項の確認を受けた土地所有者等には、1年に1回程度都道府県知事に報告をしてもらう方向で検討します。

土地の利用方法を変更しない限り、確認の効力にも変更はなく引き続き有効となります。

明文化すべきである。

(3) 調査の実施主体

意見なし。

(4) 報告の期限

意見の概要	意見に対する考え方
1 - 1 . 広大な土地の調査には時間がかかる上、費用が膨大となることから、複数の業者に競争入札させるための期間も見込む必要があるため、報告の期限を180日以内に修正してほしい。(18件)	報告の期限は、120日以内に修正します。また、土地が広大で調査に長期間を要することは、期限(120日)内に報告できない特別の事情に該当し、都道府県知事に申請して期限の延長の措置を受けることができます。
1 - 2 . 広大な土地の調査などには時間を要するため、調査義務が発生した時点から90日以内に調査機関を選定し、調査を実施、報告書をまとめて報告することは、期間的に厳しい。「90日以内に報告できない特別の事情」について例を増やすべきである。	
2 . 調査義務発生時点から90日での報告は、各事業者の規模等によって計画、費用の捻出等に時間を要し負担が大きいいため、報告の期限は都道府県知事と土地所有者等との協議の上、定めることと出来ないか。	規制内容の明確化の観点から原則となる期限を設定することは必要ですが、期限内に報告できない特別の事情がある場合には、都道府県知事が期限を延長することとしており、そのような事情の有無について、都道府県知事と土地所有者等の協議が行われると考えています。 なお、原則となる期限は、90日から120日に修正します。
3 . 金融機関等が担保権の実行等により不動産の所有権を取得した場合は、倒産処理等と平行して土壌の調査も行わなければならない、90日では対応が極めて難しいため、報告の期限については弾力的に対応してほしい。	個別の状況をよく把握した上で、都道府県知事が的確に報告の期限の延長の判断を行うものと考えています。
4 . 「調査義務が発生した時点」は「有害物質使用特定施設を廃止した時点」なのか。明確に示す必要がある。(2件)	「調査義務が発生した時点」については、土地の所有者等と有害物質使用特定施設の設置者が同じである場合には当該施設を廃止した時点であること等、環境省令において明確にします。

2 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査

(1) 調査を命ずることができる土地の基準

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1. 地下水を飲用していない場合であっても、地下水汚染は広範に広がり制御不能となる危険が高いため、調査の対象とすべきである。また、従業員の労働安全の観点や、汚染の早期発見の必要性からも、従業員が立ち入ることが出来る区域は調査の対象とすべきである。(2件)</p>	<p>地下水等の摂取によるリスクの観点からは汚染地下水が到達し得る範囲内で地下水を飲用利用等している場合に人の健康に係る被害が生じるおそれが発生することから、そのような場合に汚染の除去等の措置を行うこととしています。また、汚染土壌の直接摂取によるリスクの観点からは、当該工場等の従業員等関係者以外は立ち入ることのできない区域には調査命令を出さないこととしています。当然のことながら、従業員等に対する健康影響については労働安全衛生法により適切に管理されていると認識しています。</p>
<p>2. 汚染の拡大の未然防止を図るため、ア「指定区域の指定基準を超えるおそれがあると認められる」という要件を満たせば調査を命ずるべきである。</p>	<p>人の健康に係る被害の未然防止の観点からはアの判断要件とともに、人が有害物質を摂取するかどうか、すなわち暴露の可能性の有無も判断要件の1つです。</p>
<p>3. 「おそれがある」についてはA)健康に係る被害が生じるおそれ、B)指定基準を超えるおそれ、の2種類ある。土壤汚染対策法で規定している「おそれ」はA)健康に係る被害が生じるおそれであるが、本政省令案ではB)指定基準を超えるおそれについても規定しようとしており、これは法の趣旨の拡大解釈である。したがって、B)部分を削除し次のとおり修文するか、または、削除しないならば「おそれがある」ことについての判断基準や科学的根拠を具体的に定めるべきである。</p> <p>「ア. その土地又は周辺の土壌・地下水の汚染状況、有害物質使用特定施設の過去の設置状況等からみて、当該土地において指定区域の指定基準を超える汚染があるおそれがあると認められること。</p> <p>イ. 次のいずれかに該当すること。</p> <p>1) 土壤汚染に起因する地下水汚染が現に生じ、又は生ずるおそれがあると認められ、かつ、周辺の地下水の利用状況等からみて、地下水汚染が生じたとすれば飲用等を通じて健康被</p>	<p>健康に係る被害の未然防止の観点からは既に汚染が判明している場合だけでは手遅れであり、土壤汚染のおそれのある場合で、暴露の可能性のある場合には調査を行うべきものであると考えます。</p> <p>なお、「・・・土壤汚染に起因する地下水汚染が現に生じ、又は生ずるおそれがあると認められ、・・・」については、御指摘も踏まえて再整理します。</p>

害のおそれがあると認められること(3)。

2) 土壌の直接摂取による健康被害のおそれがある特定有害物質(4)について、その観点から定められた指定基準を超えるおそれがあると認められる場合にあっては、当該土地が人が立ち入ることができる区域(従業員等以外の者が立ち入ることができない工場・事業場の区域を除く。) であること。」(18 件)

4 . イ「又は生ずるおそれがあり」を削除すべきである。基準を超過しない場合でも調査命令が下されることとなり、実質的に基準の強化となるからである。

5 . 地下水は水平・垂直方向に流動し、周辺の新たな土壌汚染を生ずるので、飲用しなくても土壌の直接摂取による健康被害を生ずるおそれがあるので、イ1)の「かつ」以下は削除すべきである。

6 - 1 . イ「周辺」及び「地下水の利用状況」については、法施行にあたって、行政および産業界ともに了知していなければ運用が混乱するため、具体的内容を政省令に明示されたい。(16 件)

6 - 2 . (3) 「地下水が到達しうと考えられる一定の範囲内」の判断は、地下における地層構造、地質、地下水流から総合的に判断することとなろう。その評価、判断にはかなりの専門性が必要であることから、都道府県知事が「技術専門委員会」等の専門家会議を設置し、諮問することで地質構造の解明、地質調査結果、地下水コンターなどのデータを基にして、技術的蓋然性、一定の判定基準により、恐れがある土地かどうかを決定すべきである。

7 . (3) に「地下水汚染」とあるが、その判断基準について、例えば水濁法における地下水の浄化基準や飲料水基準等である旨を明示し、自治体による裁量部分をなくし、かつ適切な運用を担保すべきである。(14 件)

8 . (3) 「公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合」とは具体的にどのような場合か。

御指摘も踏まえて再整理します。

汚染土壌の直接摂取によるリスクの観点からの基準は別途設定して必要な対応を行うこととしているところであり、御指摘の部分はあくまでも地下水等の摂取によるリスクの観点からのものとなっています。

御指摘の点については、本法の運用に混乱が生じないように環境省令や施行通知において可能な限り具体的に記載します。

なお、現場での判断において専門家会議を設置するのかどうかは都道府県等が必要に応じて判断することとなると考えます。

ここでいう地下水汚染とは水濁法に基づく地下水の浄化基準に適合していない状態のことであり、環境省令等において明確にします。

汚染された地下水が公共用水域に流出し、当該汚染地下水が主たる原因で周辺の公共用水域の水質が環境基準に適合しない状態になってい

	<p>るか又は適合しなくなる状態になることが確実である場合が考えられます。</p>
<p>9. ウ「汚染の除去等の措置に相当する措置」はどう判断すればよいか。</p>	<p>資料3頁の(5)に記載しているとおり、本法の汚染の除去等の措置に関する技術的基準に適合した措置の他、廃棄物最終処分場等において適切な管理がされている場合が考えられます。</p>
<p>10. ウ「汚染の除去等の措置に相当する措置」は限定すべきである。立入禁止、舗装、覆土、その他の覆い措置は当面の直接摂取を防ごうとするものにすぎず、調査の必要性を免除するものではないはずである。</p>	<p>本法の汚染の除去等の措置に関する技術的基準に適合した措置が維持・管理されている限り、汚染土壌の直接摂取によるリスクの観点を含め調査は必要ないと考えておりますが、土地の改変等により措置の状態が壊れ、当該技術的基準に適合しない状態になった場合には、必要があればその時点で本法に基づき調査が命じられることとなります。</p>
<p>11. ウで、最終処分場が適正に管理されている場合は除外されているが、適正な管理という内容が不十分である。埋立処分が終了した後の管理も問題となる。</p>	<p>例えば、廃棄物の最終処分場における埋立処分が適正に行われていないことから周辺の土壌等が汚染された場合には廃棄物処理法により必要な措置が講じられることとなりますが、当該処分場において埋立処分が適正に行われている場合にはそのままの状態であれば周辺に汚染が拡散することはないと考えております。なお、その後の土地の改変等により土壌汚染による人の健康に係る被害のおそれが生じた場合には本法に基づき必要な措置等がなされることとなります。</p>
<p>12. 廃棄物処分場からの地質汚染現象がしばしば見られる。処分場はしっかりした地質バリアーがある所に立地すべきである。設置の際には地下水流動を考慮したモニターの設置やその値の公開が重要である。</p>	<p>御指摘の件は、本法とは別に廃棄物の処理処分の問題として別の場で検討されるべきものであると考えます。</p>
<p>13. 同業他社の事例から調査費用は莫大になるため、調査命令の発動は必要以上にならぬよう慎重に対処することを希望する。</p>	<p>中央環境審議会において御審議いただいたところでもあり、調査命令の発動は必要な範囲のものになるものと考えています。</p>
<p>14. 地下水の飲用利用のない地域で土壤汚染があった場合、調査を命令できる対象となる物質は、直接摂取によるリスクの観点から定められた物質(土壤含有基準の定められた物質)のみとなるのか明確に示すべきである。</p>	<p>どのような場合に調査命令が出されることとなるのかは政省令等において明確にします。</p>
<p>15. 「自然由来」は法の対象外であるが、</p>	<p>自然由来であるかどうかの判断のための考え</p>

「自然由来」に関する判断のための考え方を早急に示すべきである。また、自然由来の有害物質に関する事業者責任の免責については、都道府県において調査結果を評価し判断できるよう明文化すべきである。(3件)

16. 農業用水源として用いられている地下水が汚染されている場合、汚染地下水により作られた作物を人が摂取してしまうので、調査を命じるべきである。

17. 本法では、ガソリンスタンド等の水質汚濁防止法の特定施設以外の施設の廃止時に法的な対応ができないので、新たな課題として検討する必要がある。

18. 米国の例として、ペンキやペンキがはがれた壁等の粉体に含まれる鉛が表層土壌を汚染し、人体(特に子供)に摂取されることが問題となったという話を聞いたことがある。仮に地下水汚染が発生した場合には第4条でカバーされることになるが、直接摂取については全く手だてがないと思われる。地下水摂取リスクと比較して、このように明らかに直接摂取リスクがある場所に対しても、その程度に応じて何らかの対策をとることができなければ暴露経路管理のルートが抜け落ちていることになるのではないか。

19-1. の調査結果等は、地方自治体が行ったものに限定し、企業が自主的に調査したものは除外すべきである。企業の自主的な調査結果も含めるとすれば、企業の自主的な取組を大きく抑制させ、土地の調査を行おうとする者はいなくなる。一律に調査命令をかけるのではなく、自主調査を尊重した取り扱いが必要である。また、4条の趣旨である健康被害の生じるおそれがある土地であることは異質の判断基準であり、受け入れ難い。(5件)

方については、施行通知において可能な範囲で記載することとします。

汚染地下水が農業用水源として用いられ、その地下水が原因で作物中に有害物質が蓄積して問題となるような濃度レベルになるようなことがあれば何らかの対応が必要であると考えますが、これまでのところカドミウムにより汚染された米の問題を除きそのような事例は承知しておりません。なお、カドミウムにより汚染された米の問題は別途農用地の土壌の汚染防止等に関する法律により対応しております。

必要があれば、水濁法の特定施設の有無にかかわらず本法の第4条に基づき調査を命ずることとなります。

人の健康に係る被害の防止のために必要があれば、本法の第4条により汚染土壌の直接摂取によるリスクの観点からも調査命令がなされることとなり、御指摘のようなケースに対しても本法により対応が可能です。

御指摘も踏まえて企業の自主的な取組を尊重した運用をすることとします。

なお、御指摘の点は本年9月20日の中央環境審議会答申「土壌汚染対策法に係る技術的事項について」において、法第4条第1項に基づく調査命令については、「・・・この土地に該当する要件としては、「土壌汚染又は地下水汚染が判明しているか、土壌汚染が存在する蓋然性が高い土地」であり、かつ、「暴露の可能性がある場合」と考えられる。・・・」とさ

19-2. を削除すべきである。理由として、(1)自主測定結果をもって行政からの調査命令が発動されるのであれば、事業者としての自主管理・汚染土壌対策を後退させる懸念がある。(2)指定区域に指定され土地の形質の変更が規制されると、新規事業の誘致に当たり他事業所よりも建設工事に支障、遅れが生じ、実質上「リストラ対象事業所」の烙印が押される上、ISO14001取得活動が阻害される。また、「等」に、行政指導等により過去に提出された資料を利用される事が含まれると解釈されるならば、法律上の問題に加え、上記と同様の問題を生じる。自治体においては、固定資産税等の税収確保上、指定に当たり、バラツキを生じる懸念が強い。(21件)

19-3. の場合で、健康被害が生ずるおそれがないと判断される場合には、調査結果は4条の扱いではなく3条の工場操業中の事業所の特定施設廃止時と同じ扱い、すなわち、工場廃止時を待って調査をさせれば足りるとすべきである。

20-1. により調査命令を受けた場合、土地所有者等は既に判明している調査結果の提出をもって、調査報告に代えることができるよう政省令に規定すべきである。また、法施行前に土地所有者等が自主的に調査を行い、都道府県等と協議のうえ措置を講じた場合などは、「汚染の除去等の措置に相当する措置」と認定すべきである。積極的に自主調査を実施した土地所有者等と、そうでない土地所有者等とで差が生じるのは不公平であり、また、指定調査機関による再調査の実施を求められた場合、土地所有者等にとって過重な負担となる。(11件)

20-2. 過去に(もしくは法の施行にまたがって)従前の「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」に従い実施した調査・対策が一切無効となるのは、土地所有者にとって過剰な経費負担であり避けるべきであり、施行前からの積極的な取組を妨げないよう配慮すべきである。ただし、調査について従前の指針と今回とを比

れ、当該土地において土壌汚染が判明していることのみをもって調査命令が出されることにはならないこととされており、調査命令の要件についてはこの答申を踏まえて修正します。

調査命令が発出された際に既に得られている当該土地における土壌汚染調査の結果については、本法に基づく調査における試料採取等と同等又はそれ以上の密度で、かつ一定の精度等を保って試料採取等が行われていると認められる場合には、当該調査結果を活用できるよう環境省令で規定することとします。また、既に講じられた措置についても、現行の調査・対策指針に基づく対策技術であれば本法に基づく措置に関する技術的基準に適合しているものと考えており、自主的な取組を一層促進できるよう、当該技術的基準に照らして可能な限り二度手間とならないように運用します。

較した場合、内容に不足が生じるケース（例：土壌ガス20m間隔 10m間隔等）が考えられ、また対策についても若干の違いがあるため、従前の指針に基づく結果の有効性及び取扱い等の判断基準を示すべきである。

21. 「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」との関連を明確にする目次項目を起し、その中に「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」を廃止する旨を明記すべきである。

22. に「かつ、人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認められること。」を追加すべきである。要件を明確にしないと、自治体により調査命令を発出する判断が異なるなど、混乱を生じるおそれがある。また、水底土砂を浚渫し埋立造成した湾岸部の埋立地では、浚渫土中に自然由来による砒素、ふっ素等の有害物質が含まれているため、土壌環境基準の数倍程度の汚染土壌が全面に広がっている場合があり、広大な地域が指定区域となってしまうことになる。なお、東京都の条例では、自然由来の汚染については条例の適用を除外している。埋立地については埋立護岸で囲まれた地域で地下水の利用もないため、埋立造成後の土地利用の履歴から埋立由来以外に土壌汚染のおそれのないものは自然由来に準じて取り扱い、土地の改変により土壌を当該地の外部に搬出する場合に汚染が拡散しないように適切な対応を執らせている。具体的には、海面埋立地に搬出处分している。（14件）

23. 調査対象は現在の工場の土地履歴のみを想定しているが、現在の駐車場やグラウンドは過去の工場のミニ処分場である場合が多く認められ、そこからの地下水汚染現象が多数みられる。したがって、現在の工場の土地履歴に限らず、例えば明治時代まで可能な限りさかのぼって土地の使用履歴や過去の有害物質の使用個所を明らかにし、調査を行うべきである。

24. 汚染の機構を解明するために、土地の調

本法の施行後は御指摘の調査・対策指針は土壌に関しては廃止することとしていますが、現行の調査・対策指針に基づく調査対策結果についても、一定の精度等を保って試料採取等が行われていることが認められる場合には活用できるよう環境省令で規定します。

御指摘も踏まえて再整理します。

なお、専ら自然由来により高濃度に蓄積された特定有害物質については本法の対象外となります。

調査の対象となる土地の範囲については土地所有者等に可能な範囲で過去の土地履歴等を調べてもらうこととしていますが、本法の施行前に土地の売買のあった従前の土地の履歴まで現在の土地所有者等に求めることは難しいと考えています。

工場等の廃止時に行う土壌汚染状況調査につ

<p>査は工場建家等の施設の改変を行う前に行うべきである。</p>	<p>いては、工場建家等の施設の解体等により当該土地が攪乱されたり、汚染土壌が移動・搬出されたりすることのないよう十分に注意した上で実施するよう周知することとします。</p>
<p>25．都道府県知事より調査命令や汚染除去命令を受けた場合に、その認定を争う不服申立制度等を設置してほしい。</p>	<p>行政手続法により聴聞又は弁明の機会が与えられることとなります。</p>
<p>26．4条に基づく調査命令が発せられ、調査命令に従って土地所有者が調査を行った結果、当該事業所に汚染が認められなかった場合、要した調査費用は誰が負担するのか。土地所有者が持つのは不当であるが、蓋然性を認めて、誤った調査命令を発した知事が補償する手だてにはどのような方法があるのか、この救済手続きを提示してほしい。</p>	<p>本法においては、土地の状態につき責任を有し、調査に必要な土地の掘削等に関する権原を有する土地所有者等を調査の実施主体としており、調査結果の如何にかかわらず土地所有者等の負担となります。</p>
<p>27．汚染とは全く関係ない借家人が、調査・汚染除去義務の第一義的な負担者となることを避けるため、汚染土地上の借家人が法第3条における「管理者」または「占有者」とならないような定義を明確にしてほしい。</p>	<p>土地の所有者等である限り、当該土地の状態につき責任を有し、調査を行うために必要な土地の掘削等に関する権原を有することから、必要な場合には本法に基づく土壌汚染状況調査を行っていただくこととなります。ただし、契約上土地の改変等の権原を有さない通常のいわゆる借家人は、管理者、占有者には該当せず、土地所有者等には含まれません。</p>
<p>28．汚染の未然防止と対策費の削減のため、予防が大切であり、そのためには有害物質を取り扱う施設での地質汚染のモニタリングとそのデータの公開がきわめて重要である。</p>	<p>本法においては必要な契機を捉えて土壌汚染状況調査を行うこととしており、当該調査の結果、本法に基づく基準に適合していない場合には指定区域として指定して一定の情報を記載した台帳を調製し、閲覧に供することとしております。</p>

(2) 調査命令の方法

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1．調査すべき土地の範囲、調査対象物質、報告の期限は、一方的に明示されても対応できないおそれがあるため、都道府県知事と土地所有者等との協議の上、定めることと出来ないか。</p>	<p>都道府県知事が調査を命ずる際、報告の期限については、土地の所有者等からの申請により特別の事情があると認められる場合にはその期限を延長することができることとします。</p>
<p>2．調査命令の対象となる「土地の範囲」について、科学的根拠に基づき判断基準を明確に示すべきである。</p>	<p>土地の範囲については、指定区域の指定基準を超える汚染があることが明らか又は汚染があるおそれがある土地に限定して都道府県知事が</p>

定めて命令が発動されることとなります。

3 指定区域台帳

(1) 台帳の作成等の方法

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1 - 1 . 土地取引の安全及び紛争予防の観点からも、汚染除去の措置等が完了した場合においても、指定区域内の土地の履歴情報を何らかの形で保管、公開することが重要である。指定が解除された土地については、戸籍の除籍簿謄本のような台帳の記載事項をいわゆる「見え消し」により抹消し、併せて指定区域解除の理由等も記載の上、既存の指定未解除の台帳と区別して保管、公開すべきである。(3件)</p> <p>1 - 2 . リスク管理地としての指定を解除し、台帳から削除する場合、データとして完全消えるのか、二本線を引いて終わりなのか。</p>	<p>汚染の除去等の措置のうち、浄化以外の措置を完了した場合には、実施された措置の内容とともに引き続き指定区域として台帳に記載・閲覧されることとなります。浄化を実施した場合には指定区域の指定は解除されますので、見え消しという方法ではなく、指定区域について調製することとされている台帳から削除されることとなります。</p> <p>削除された台帳は、自治体における文書管理制度に基づき一定期間保存され、保存されているものについては情報公開制度に基づき公開されるものと考えます。</p>
<p>2 . 指定解除した際の台帳からの削除は、土地所有者の申請に応じて行うべきであり、原則として浄化された履歴を残す意味からも台帳に浄化を行った旨記録するべきである。このことは、その土地の無罪証明にもなると共に、将来的な再汚染の際の判断材料にもなるからである。</p>	<p>台帳からの削除は、土地所有者の申請の有無に関わらず、浄化が行われたことをもって行うこととなります。</p>
<p>3 . 指定区域として指定された後、浄化措置が講じられ指定解除となる要件を明確にすべきである。再度、詳細な調査・分析を実施しなければならないのであれば、費用負担が大きくなる。浄化対策の実施報告及びモニタリング結果に基づき、指定解除できるようにするべきである。(2件)</p>	<p>浄化実施後の報告内容(土壤溶出基準を超える指定区域におけるモニタリングによる確認調査の結果を含む。)が汚染の除去等の措置に係る技術的基準に適合していれば指定は解除されます。</p>
<p>4 . 「汚染除去の措置を講ずる必要のある指定区域」、「措置を講ずる必要のない指定区域」及び「指定を解除された指定区域」のすべての台帳を公開し、何人も台帳の閲覧及び写しの交付を請求することができる旨を省令に規定すべきである。台帳の調製、保管期間、閲覧方法等については、都道府県により運用が異なることがないよう統一した基準で実施すべきである。また、取引対象土地が指定区域台帳に記載され</p>	<p>法律上「都道府県知事は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない」とされています。指定を解除された指定区域に係る台帳の取扱いは、1 . に対する考え方のとおりです。</p> <p>台帳の記載事項については省令で明記することとなりますが、その他の閲覧方法等についても、全国で統一的な運用が確保されることが望ましいと考えており、都道府県に対する説明会</p>

ているか否かの証明書発行サービスが可能となるよう、都道府県を指導すべきである。土地取引者は取引対象物件の土地履歴について関心が高く、取引の仲介に係わる宅建業者にも一定の調査責任が課せられているため、有益で的確な情報が容易に入手できる体制を全国的に整備することが必要である。

5. 原位置での固化・封じ込めなどを措置方法として選択した場合、台帳からは消えないと理解しているが、台帳に残ると土地に対してマイナスイメージが働き、土地売買の停滞、土地の評価価格の暴落を招くと懸念される。また、浄化技術は高価なため、管理型処分場への搬出が増加すると考える。国民に土壤汚染を広く理解してもらい、土地購入予定者がマイナスイメージを持たないようにすることが必要ではないか。

6. 土地の買い手の立場で見ると、最低限、どこでどのような調査を行い、結果はどうだったのか情報公開してもらえないと怖くて買えない。さもなければ、土地の流動化は不可能で、塩漬け状態からは脱却できず、合法的なミニ処分場と化していくことになる。これでは都市に人は住めなくなってしまうおそれがある

7. 台帳の公開はどのようにするのか。私は隣家のクリーニング工場の土壤汚染浄化のために、土地を無償で貸与している。自分の土地の汚染を世間に知られ、プライバシーも守られない。土地の価値も下がり、まさに財産権の侵害である。

8 - 1. 行政に対する不安や不信を払拭するため、汚染サイトの公表にあたっては、資料閲覧にとどまらず環境省や都道府県のホームページ上で1万分の1程度の地図にその場所を明示し、地質記載等も含めた簡単な機構説明調査結果や地下水等のモニター結果を公開するべきで

8 - 2. 情報開示にあたっては、閲覧だけではなく環境省や各都道府県のホームページに、汚染指定地を地図に明示して公開し、汚染地周辺の地区にも紹介して周知させるべきである。こ

等を通じてその旨周知を図ってまいります。

浄化以外の措置を実施した場合には、汚染土壤がその土地に存在していることから引き続き台帳に記載されることとなりますが、御指摘のとおり土壤汚染に係るリスクコミュニケーションの重要性は認識しており、土壤汚染対策法に基づく浄化とそれ以外の措置は、汚染土壤から人への有害物質の暴露経路の遮断によってリスクを低減する点では同じということについて理解をしていただけるよう、環境省としても様々な場を通じて努力してまいります。

指定区域台帳の帳簿には、指定区域の所在地や土壤汚染の状態等を記載し、試料採取地点を示す図面や調査対象となった特定有害物質の含有量・溶出量等のデータを添付することとします。これらが都道府県等において閲覧に供されます。

台帳は都道府県等において閲覧に供されます。土壤汚染による人の健康被害を防止する本法の趣旨にかんがみ、土壤汚染に関する情報は可能な限り公開していくことが必要と考えています。

台帳を調製するのは都道府県等であるため、環境省においてその情報を公開することはありません。都道府県等において台帳を電子化してHP上に掲載することも考えられますが、いずれにせよ公開方法の具体的な運用は各都道府県等の判断によることとなります。

<p>うして市民にも監視をしてもらい、無届の土地 改変の情報をインターネットなどで寄せてもら う仕組みを作ると仕事の効率化が図れる。</p>	
<p>9. 「調査対象となる土地の範囲ごとに」と 「(2) 調査命令の「調査対象となる土地の範 囲」」が同じ表現であるため、この規定は誤解 を招く。まず、別添p.13の考え方「指定区域の 指定方法」を記述した上で、台帳のことを記述 した方が理解し易い。</p>	<p>御意見の趣旨が明確ではありませんが、御指 摘の「調査対象となる土地の範囲ごとに」と 「調査対象となる土地の範囲」は同じ意味です ので同じ表現としています。</p>
<p>10. 「既に措置を講じた等の指定区域」につ いて、調査精度、措置精度が100%でありえない 限り、必ず台帳記載内容と反する事実が判明す る場合がある。このような指定区域をどのよう に管理をするのか明確にすべきである。</p>	<p>技術的基準に適合した措置が行われれば、そ れが台帳に記載されることとなります。仮に措 置の実施後に本法に基づく何らかの対応が必要 となった場合には台帳の記載内容の修正等が必要 となります。いずれにしましても、措置済みの 指定区域については土地所有者等が管理をし ていく必要があります。</p>
<p>11. 汚染が確認された段階で土地登記簿にも 汚染地である旨を明記すべきである。これによ って、汚染地であることを国民に周知徹底させ ることができ、詐欺にあわないようにすることが できる。</p>	<p>登記簿は不動産の権利関係について公示する ものであること、登記事務は国の権限であるこ と等から、本法に基づく台帳とは制度の趣旨等 が異なるものと考えます。台帳の閲覧に当たっ ては、必要に応じ土壌汚染に関する情報を適切 に説明する体制がとられることが望ましく、そ の意味からも都道府県等が管理することが適当 と考えます。</p>
<p>12. 指定区域の指定等についてはどのような 形で指定の公示が示されるのか明らかにしてほ しい。</p>	<p>都道府県等の公報に掲載されることになりま す。</p>
<p>13. 汚染のある土地が指定区域として台帳に 記されることになっているが、情報公開の考え 方に基づけば、行政に報告のあった土壌汚染の 調査結果は公開対象とすべきである。</p>	<p>台帳は、本法に基づき行われた土壌汚染状況 調査の結果、基準に適合しない汚染が発見さ れ、指定区域に指定された土地について調製さ れます。自主的なものを含めたそれ以外の調査 結果については、各都道府県等における文書管 理制度に基づき一定期間保存され、保存されて いるものについては情報公開制度に基づき公開 されるものと考えます。いずれにしましても、 土壌汚染に関する情報は可能な限り公開してい くことが必要であると考えます。</p>

(2) 台帳の記載事項

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1. 措置を講ずる必要がある場合の台帳に係る記載事項については、措置を講じなければならない理由も必須記載事項とすべきである。</p>	<p>台帳には御指摘のような詳細な事項まで記載することは考えていませんが、台帳の帳簿には、指定区域の概況や土壤汚染の状態等が記載され、試料採取地点を示す図面や調査対象となった特定有害物質の含有量・溶出量等のデータが添付されることから、措置を講じなければならない理由も明らかになると考えます。</p>
<p>2. 措置の方法と機構解明結果から見てその措置を選んだ理由書を添付し公開すべきである。効果のない措置方法や措置方法の改良を検討し、新たな措置などを提案する資料にもなる。</p>	<p>1.に対する考え方のとおりです。なお、都道府県知事等は汚染の除去等の措置に係る技術的基準に適合した措置を命ずることとなります。</p>
<p>3. 分析値のみが一人歩きすると、その土地の周囲の住民の不安を煽り、風評被害を招くおそれがある。国民や周囲の住民が最も知りたいことは、なぜそこに汚染があるのかといった原因やその汚染が現在どう移動しているのかということである。したがって、汚染が見つかった場合は、汚染の機構解明を義務付け、モニター結果なども公開することが肝心である。</p>	<p>台帳は指定区域における汚染状態等を明らかにするものであり、措置が必要な状態にあるのか、措置済みであるかが分かるように区別して閲覧されることとなっています。なお、汚染原因の究明は都道府県知事等が汚染原因者を特定していく過程の中で行われるものであり、汚染原因者と特定した理由については、各都道府県等の情報公開制度に基づき必要に応じ公開されるものと考えます。</p>
<p>4. 汚染された土地の所有者等が不当に傷つけられるおそれがあるため、台帳には土地の所有者等（事業主等）の氏名は記載しないこととすべきである。（3件）</p>	<p>土地の所有者等の氏名については、登記簿において明らかになるものであり、また、本法の趣旨からみて必要な事項ではありませんので、台帳記載事項として考えていません。</p>
<p>5. 台帳には以下の事項を記載すべきである。 指定区域の指定時の土地所有者等の氏名（名称） 汚染原因者が明らかな場合、その氏名（名称） 汚染除去等の措置が行われた場合、その措置を行った事業者、施工者の氏名（名称） 金融機関等が一時的に土地を所有している場合はその旨。</p>	<p>御指摘の 、 は4.で、 は3.で示したとおりであり、 については、御指摘を踏まえ台帳の帳簿への記載について検討してまいります。</p>
<p>6. 指定区域台帳には、調査命令による場合と、自主調査による場合の両方を記載し、出来るだけ多くの情報が掲載される必要がある。また、インターネットによる公開が必要である。（12件）</p>	<p>自主調査結果の扱いは2(1)20.の考え方のとおりです。 インターネットによる公開については3(1)9.の考え方のとおりです。</p>
<p>7. 自然由来に起因する土地については、汚染除去等の措置を講ずる必要がないことを台帳に</p>	<p>自然由来の土壤汚染の扱いは2(1)15.の考え方のとおりであり、台帳の記載事項ではあ</p>

記載すべきではないか。(5件)

りません。

4 汚染の除去等の措置の命令

(1) 措置を命ずることができる土地の基準

意見の概要	意見に対する考え方
1 - 1 . どのような状況であれば、ア「生ずるおそれがある」と認められるのか、判断基準を明確にすべきである。判断基準が明確でないと、地下水汚染が生じていなくても恣意的に措置命令がかけられるおそれがある。	御指摘の部分は再整理しますが、いずれにしましても、可能な限り明確になるよう政省令等において規定します。
1 - 2 . ア「生ずるおそれがある」との表現は曖昧である。ここは土壌溶出基準を超過した場合と明記すべきである。もし、モニタリング井戸の濃度を問題にしているならば、「おそれ」ではなく、基準値超過とすべきである。	
2 . イ「人が立ち入ることができる区域」の基準が曖昧であるので明確にしてほしい。	「人が立ち入ることのできる区域」は立入禁止措置等により人が立ち入ることができない区域以外の区域であり、明確な規定であると考えていますが、「工場等において作業者その他の関係者以外が立ち入ることのできない区域」といった当該区域に該当しない区域を明示することにより、可能な限り明確になるよう政省令等において規定します。
3 . 従業員等の健康被害のおそれについても適切な措置を講ずることが重要であるので、イ「(従業員等以外の者が立ち入ることができない工場・事業場を除く。)」を削除すべきである。(2件)	このような区域は労働安全衛生法により適切に従業員等に対する安全管理がなされていることから、問題ないものと考えています。
4 . 従来の土壌に係る指針に基づき、調査または浄化対策を実施済みの土地において、今回の法制定によりさらに調査命令が発出され、その結果汚染が判明した場合、再度対策命令が発出されるのか。措置命令の発出は一度限りなのかについては、特に法施行に先立ち、関係者が了解しておく必要がある。(12件)	指針に基づき対策を実施した後に、同じ場所で特定有害物質を使用等するといったことがない限り、既に現行の調査・対策指針に基づき調査・措置が実施され、適切に管理された土地が新たに本法の調査や措置の命令の要件に該当するような状況になることはないと考えています。また、本法に基づき措置命令がなされ、技術的基準に適合した措置がなされたことが確認されている場合には、その後再度汚染原因者に措置命令が出されることはありません。
5 . 法施行前に土地所有者等が自主的に調査を行い、都道府県等と協議のうえ措置を講じた土	上記4.の回答のとおりであり、既に適切な調査や措置がなされ、適切に管理されている場

<p>地は、汚染の除去等の措置に相当する措置を講じた土地として認められるよう政省令等に明記すべきである。法施行前であっても、都道府県等と協議のうえ講じた措置は、法第7条第1項の汚染の除去等の措置としての効果を有すると考える。(5件)</p>	<p>合には当該土地が新たに本法の調査や措置の命令の要件に該当するような状況になることはないのではないかと考えます。</p>
<p>6. 措置命令を出さない条件を明記すべきである。飲用井戸が周囲にない場合は、モニタリング井戸を含め、地下水等の摂取によるリスクの観点からの一切の措置が不要であると明記してほしい。</p>	<p>措置命令の発動要件は政省令等において明確にします。</p>
<p>7-1. 地下水汚染が存在する場合には、地下水が現在飲用されていなくとも(風評により現段階で飲用をやめている場合を含む)、拡散防止及び将来の水源確保のため、措置命令の対象とすべきである。(3件)</p>	<p>周辺で地下水の飲用利用等がなされていない場合には、人の健康に係る被害の観点からは汚染の除去等の措置は必要ないと考えます。</p>
<p>7-2. 地下水汚染のある土地の周辺で上水が普及し地下水を飲用していない場合、水質汚濁防止法の浄化措置命令は発動できないため、本法により浄化等の措置を命令できるよう配慮すべきである</p>	
<p>8. 法律施行に伴い、担保評価において除去費用等を減価する必要が生じる場合があるが、一定のモデルがなければ土地取引に無用の混乱生じる可能性があるため、除去費用の概算に関するモデル例、参考資料を教えてほしい。(2件)</p>	<p>汚染の規模や状況によりかかる費用は大きく異なると考えられることから、一概に費用の概算をお示しすることは難しく、個別の事例毎に専門の業者に依頼して見積もりをとることが必要であろうと考えます。</p>
<p>9. 汚染拡大の防止のため、に以下のとおり追加すべきである。「ただし、周囲の環境中(地質中(地中)、湧水、大気)に汚染が認められた場合は、行なった措置行為に不適切なことがあったことが考えられることから速やかに再度措置を命ずることができるものとする。その際、汚染の機構解明の再検討、および以前とられた措置方法について検討し、場合によっては異なる方法をとることができる。</p>	<p>本法はある土地における汚染に着目して必要な措置等を行うものであり、その周辺の土地で土壌汚染の可能性があれば、暴露の可能性を勘案して当該土地において調査や措置が行われることとなります。</p> <p>なお、汚染の除去等の措置が技術的基準に適合して実施されていれば、御指摘のような事態には至らないと考えます。</p>

(2) 措置命令の方法

意見の概要	意見に対する考え方
1. 「措置の実施期限」の設定根拠はどのよ	措置が適切に実施されるよう実施期限も明示

うなものか。また、措置の実施の報告義務はないのか。

2. は、一方的に明示されても対応できないおそれがあるため、都道府県知事と土地所有者等との協議の上、定めることと出来ないか。

3. 「措置の実施期限」とは着手期限、完了期限のどちらか。着手期限であれば、立入禁止措置からか本作業からか。同じ工法でも機械のスペック等によっては、工期が大きく異なるため確認したい。(2件)

4-1. 「廃棄物最終処分場又は海面埋立地における廃棄物処理法の処分基準又は海洋汚染防止法の排出基準に適合した処分は、汚染原因には該当しない。」について具体的な内容を提示されたい。当該表現では、例えば「汚染原因には該当しない」ため、措置命令自体が発出されないのか、措置命令は発出されるが費用請求の対象者とならないのか等、肝心な事項が不明確である。また、措置命令が発出される場合の発出以後の実務や事業者の責任事項も不明確である。(14件)

4-2. 「廃棄物最終処分場又は海面埋立地における廃棄物処理法の処分基準又は海洋汚染防止法の排出基準に適合した処分は、汚染原因には該当しない。」とすると、処分業者でなく、措置命令時の土地所有者等が命令対象となり措置を行うこととなるのか。(2件)

4-3. 「廃棄物最終処分場又は海面埋立地における廃棄物処理法の処分基準又は海洋汚染防止法の排出基準に適合した処分は、汚染原因には該当しない。」とすると、指定区域が廃棄物最終処分場跡地であった場合、措置命令を出す必要はないという解釈でよいか。基本的に、廃棄物最終処分場跡地などは、覆土措置などの「汚染の除去等の措置に相当する措置」が既に講じられているが、法第9条により指定区域内の土地の形質の変更を行う際に、工事により掘り起こされた汚染土壌が指定区域外に搬出され

して命令を行うこととしたものです。

措置の完了報告は措置命令の際の文書の中に明記することにより義務づけることとしております。

行政手続法に基づき聴聞又は弁明の機会が付与されており、措置命令は実施主体等の主張も聴取した上でなされることとなると考えます。

完了(報告)までの期限です。よって、措置の内容等により異なるものとなると考えます。

御指摘の「汚染原因には該当しない」場合には当該措置を実施した者に対して汚染原因者として措置命令がなされることはないということです。よって、当該埋立地において土地の改変等がなされ、結果として汚染された土壌が表層に露出するといったことが発生した場合には、当該改変を実施した者の責任となり、その者に措置を命ずることとなります。

る可能性があり、当該土壌による二次汚染が懸念される。したがって、廃棄物最終処分場跡地でも措置命令を出し、二次汚染が起きないように措置を取らせておく必要があるのではないかと考える。この点に関し、汚染原因に該当しないとされる土地の基準について、更に具体的に細かく規定してほしい。

4 - 4 . 「廃棄物最終処分場又は海面埋立地における廃棄物処理法の処分基準又は海洋汚染防止法の排出基準に適合した処分は、汚染原因には該当しない。」とすると、土地所有者等は本法に基づき汚染原因者に求償することができなくなるおそれがある。別法の基準に適合している場合でも、本法に基づく措置命令の対象とすべきである。

5 - 1 . 「廃棄物最終処分場又は海面埋立地における廃棄物処理法の処分基準又は海洋汚染防止法の排出基準に適合した処分は、汚染原因には該当しない。」とあるが、これらの処分基準、排出基準施行前の処分についてどのように取り扱われるのか、具体的な内容を提示されたい。処分基準、排出基準施行後の取扱いについて記載されているが、それ以前のケースについての記載が抜けている。(1 1 件)

5 - 2 . 「廃棄物最終処分場又は海面埋立地における廃棄物処理法の処分基準又は海洋汚染防止法の排出基準に適合した処分は、汚染原因には該当しない。」の処分基準、排出基準はどの時点での基準なのかを明確化されたい。処分基準、排出基準適合状況で判断することになっているが、埋立場に係る基準は、数年来厳格化して来ている。産業廃棄物最終処分場が廃棄物処理法に基づく産廃処理施設として定義付けされたのは昭和52年であるため、その前後で構造が全く異なる。又、その後の廃棄物処理法強化に伴い最終処分場の構造基準が強化されたという経緯がある。したがって、処分基準、排出基準適合状況で判断することは、処分場建設時期により基準自身が不明瞭になる。(2 件)

5 - 3 . 山間部の廃棄物処理法の処分基準に適

廃棄物処理法等に基づく処分基準等が策定された以後については、その時点において適用されている基準に適合した処分が行われている限り、汚染原因には該当しないこととしています。

合した廃棄物処分場下流で、土壌・地下水汚染は起こりうるし、全国各地で現に起こっており、汚染原因に該当するので、「廃棄物最終処分場又は海面埋立地における廃棄物処理法の処分基準又は海洋汚染防止法の排出基準に適合した処分は、汚染原因には該当しない。」は削除すべきである。

5 - 4 . 「廃棄物最終処分場又は海面埋立地における廃棄物処理法の処分基準又は海洋汚染防止法の排出基準に適合した処分は、汚染原因には該当しない。」という除外規定は、土壌処分に支障をきたすと考えられる。事故等により汚染が発生した場合に、その措置を処分地の所有者が行うこととすると負担が大きすぎるため、無害化処理されても処分場へ有害産廃等を搬入することが困難になる事態が起こりうる。

6 . 「今後の土壌環境保全対策の在り方について（答申）」の参考資料18頁に「汚染原因者がその時点の利用状況の下で人の健康影響を防止するのに必要かつ合理的なリスク低減措置を講じた場合は、これにより、人の健康影響の防止は図られたこととなるので、その後に汚染原因者に対し追加的な措置を実施すべき義務が生ずることはない。」との考えが記述されている。従って、汚染原因者が法第7条第1項の汚染の除去等の措置を一度講じた土地については、その後に土地の用途変更等に伴い、土地所有者等が更なる措置を実施しようとする場合であっても、汚染原因者がリスク低減措置を講じる必要はなく、判断基準を明確にするためにその旨明記されるべきである。

7 . 「汚染原因者が明らかでない場合であって、汚染原因者が措置を行うことにつき土地の所有者等に意義がないときは、汚染原因者に対して命令を行う。」とあるが、「今後の土壌環境保全対策の在り方について（答申）17頁によれば、「汚染原因者の資力によって実施困難な場合、土地所有者等が実施」とされているので、措置実施者が汚染原因者か土地所有者かの判断基準（汚染原因者の資力等）を明確にする必要

施行通知等において御指摘の点が可能な限り明確になるようにします。

施行通知等において、汚染原因者が措置を講じることが相当でなく土地所有者等が講じる場合の考え方が明らかになるようにします。

<p>がある。</p> <p>8. 措置命令の際、周囲の住民にとってはその措置の妥当性、安全性が最も心配なところであるので、措置を行った周辺に、措置を行なった層準および直下の層準に地下水観測井を3本以上設置してモニターを行い、そのデータを公開することを義務付けるべきである。</p>	<p>汚染の除去等の措置は、法に基づく技術的基準に基づき行われることとなっており、当該基準の中で、措置の実施中においては汚染土壌が飛散等しないように注意して行うこと、措置の完了の際には一定の期間モニタリングを行って確認を行うこととしていること等から、御指摘のような問題は生じないものと考えておりますが、当該措置が適切に実施されるよう措置の実施に関する解説書のようなものを作成して周知すること等により周辺住民の安全の確保と不安の解消に努めます。</p>
---	---

(3) 一時的に土地の所有者等になっている金融機関等の取扱い

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1. 「一時的な土地の所有者」であるためには、「特別な事情」がある場合を除き、取得後1年以内にその土地を実際に売却する必要があるとされているが、「特別な事情」の存在を証明するためには、賃借人や関係権利者等との争訟の現実的または潜在的な可能性があること、公共施設用地としてその土地が買収されることが確実であること等、売却が著しく困難であることを示さなければならず、しかも、不況等の経済的な事情や土壌汚染等は除かれるものとされている。また、日本における不良債権問題が極めて深刻であり、日本が直面する経済不況に鑑みれば、取得後1年以内に土地を売却することは、現実的には著しく困難ある。従って、「特別な事情」には経済不況や不動産市場といった経済的な要因を含めることとし、1年間という期間制限は撤廃すべきである。省令案によると、汚染された土地を売却できなかった金融機関は、その取得後1年を過ぎた日以降、土壌・地下水の汚染の有無についての調査、さらにはその除去等の措置をとることを義務付けられる可能性があるため、不良債権の購入に向けた金融機関の取組に萎縮的な効果をもたらすものと危惧する。参考までに申し添えると、米国においては、債務不履行に起因する担保権の実</p>	<p>一時的な土地の所有者かどうかは、所有権取得からの期間で一律に判断するより、売却する意思があるかどうかで判断することが適当ですので、所有権取得からの期間にかかわらず、買い手から適正な価格以上の価格が提示されれば必ず売却する意思があると認められることをもって、「一時的な土地の所有者等」と判断することとします。</p>

行の結果取得するに至った土地を売却しようとした金融機関に対し、法律上の責任を免除する同様の保護措置がとられており、こうした保護は、金融機関に対して引き続いての売却に向けた努力を継続的責務として求めはしたものの、一定の期間経過後も消え去ることはなかった。日本においても同旨の保護が政省令によって与えられるべきものとする。省令添付の注釈に必要最小限度の変更を施すことによって、日本の金融業界の再構築のみならず全国規模の経済再生に多大な恩恵がもたらされ得ることを強調したい。(2件)

2. 金融機関が土地の所有者等となった場合に立入禁止や地下水のモニタリングの実施等にかかる費用は、汚染原因者が負担すること、もしくは汚染原因者に費用を請求できる旨を明記すべきである。

3. 銀行関連会社(自己競落会社)は、不良債権処理促進の目的において設立が認められているものであり、銀行の担保不動産を競落し保有するケースが多いことから、自己競落会社を「一時的な土地所有者等」に含めることを明記してほしい。(2件)

4. 不動産市況が低迷するなか、金融機関等が特定先と売買交渉(任意売却)を行い、広く売却意思を表明しない場合があるが、この場合も売却意思があるものと認定すべきである。一時的な土地の所有者等の要件である「売却する意思が、外部に継続的に表示されていること」について、弾力的な取扱いを望みたい。

5-1. 金融機関等が担保権の実行等により不動産の所有権を取得した場合は、当該土地を所有することとなった要因と所有目的を勘案し、所有権の取得後の期間に関わらず、「一時的な土地の所有者等」としてほしい。

5-2. 金融機関が所有権を取得した土地上の工場等が稼働を継続している場合、汚染の除去等を行う必要がないため、一時的な「期間」の始期は利用目的が工場等から変更された時点で

法第7条及び第8条において、土地の所有者等が金融機関かどうかにかかわらず、汚染原因者が明らかな場合には汚染原因者が措置を命ぜられることに加え、汚染の除去等の措置に要した費用は汚染原因者に請求できるとされています。

親会社が担保権を有する場合にその子会社である自己競落会社が不動産を競落したケースについても、売却する意思があると認められれば「一時的な土地所有者等」として取り扱うこととします。

売却意思の表示については、特定の相手方と適切に売買交渉を行っている認められる場合には、必ずしも一般に公表されている必要はないものと取扱うこととします。

所有権取得からの期間にかかわらず、適正な価格以上の価格が提示されれば売却する意思があると認められることをもって、「一時的な土地の所有者等」と判断することとします。

<p>あることを明記してほしい。</p> <p>6. 「売却が困難であると認められる特別の事情」については、無道路地であることや、隣地との境界が不確定であること等物理的な要因によるもの、不動産市況の低迷によるもの、占有の存在等担保物件の瑕疵等によるもの、が含まれる旨明確にしてほしい。(2件)</p>	<p>一時的な土地の所有者等であるかどうかは、「土地の売却が困難であると認められる特別の事情」の有無ではなく、適正な価格以上の価格が提示されれば売却する意思があると認められることをもって判断することとします。</p>
<p>7. 担保権の実行により一時的に所有者となっている金融機関に対しては、原則として調査・措置命令自体が適用されるべきではない。少なくとも、取得後1年を経過した物件を対象とし、仮に措置命令が出されるとしても、立入禁止措置のみとしてほしい。</p>	<p>担保権の実行により一時的に所有者となっている金融機関についても、土地の所有者等としての責任はその他の者と変わるところはなく、調査及び措置を行うことが必要と考えています。</p> <p>しかし、恒久的な汚染の除去等の措置は、土地利用の方法によりその内容が異なり得ることから、土地利用を行う売却後の土地所有者が行うことが合理的であり、一時的な土地所有者については、一時的な措置である立入禁止措置や地下水モニタリングのみを行わせることとしています。</p>
<p>8. 担保権実行に係る規定である本項は、「質権実行」を想定していないように思われる。帰属清算型質権実行により受益者となった後、信託契約が解除される可能性もあり、質権実行を起因とした所有者化についても、「担保権実行等」に含まれるべきと考える。</p>	<p>質権の実行についても、担保権の実行の一類型として取り扱われることとなります。</p>
<p>9. 担保権の実行による一時的な土地の所有者等であっても、特に緊急と判断された場合は直接摂取及び地下水経由の摂取によるリスク低減策を講ずべきで、措置の方法まで限定すべきではない。</p>	<p>恒久的な汚染の除去等の措置は、土地利用の方法によりその内容が異なり得ることから、土地利用を行う売却後の土地所有者が行うことが合理的であり、担保権の実行等による一時的な土地の所有者等は、立入禁止措置や地下水モニタリングという応急的な措置を行うことが適当と考えます。</p>

5 指定区域内の土地の形質の変更

(1) 土地の形質の変更の届出

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1. 「土地の形質の変更」について具体的な内容を提示されたい。「土地の形質の変更」の内容について具体的な検討がされないまま、政省令に規定する内容として届出事項等を決定しよ</p>	<p>本法でいう土地の形質の変更とは、一般にいう土石の掘削、宅地の造成、土地の開墾、掘削等によって土地の物理的形狀を変更する行為を指しています。また、通常の管理行為、輕易</p>

<p>うとしているが、本来、具体的な内容（定義）が決定してから、届出事項等手続き的な事項を決定すべきである。その内容が明確でないと、届出対象土地に差異が生じる懸念がある。（14件）</p>	<p>な行為その他の行為として届出を要しないものについては環境省令で規定します。</p>
<p>2．自主的に行う各種の措置や土壌の浄化行為については届出が必要なのか確認したい。</p>	<p>指定区域でない土地で土壌汚染の除去等の措置を自主的に行う場合には法に基づく届出は必要ありませんが、指定区域に指定された土地で行う場合には届出が必要です。</p>
<p>3．土地の形質の変更の際、汚染土壌の場外搬出処分を行うことも想定される。適正な処分を担保するためにも、搬出先または処分地を届出事項として追加すべきである。（2件）</p>	<p>汚染土壌の場外搬出がある場合には、環境大臣の定める方法により処分するとともに、環境大臣の定めるところにより確認することを施行方法の計画として盛り込むこととします。</p>
<p>4．法第9条第1項の土地の形質の変更の届出に当たっては、当該土地の深度方向の汚染状況が明らかでないと審査ができないため、汚染状況の詳細調査結果（ボーリング調査）を添付するように規定すべきである。なお、費用等の面で土地全体の調査が実施できない場合は、当該形質の変更にかかる区域のみの結果のみでもよい。</p>	<p>土地の形質の変更に当たり、汚染土壌が指定区域外に飛散等しないように施行する等、法第9条第4項の環境省令で定める基準に則って施行されるのであれば、必ずしも汚染状況の詳細調査結果を添付する必要はないと考えます。</p>
<p>5．土地改変に伴い地質環境が変わることから、汚染物質が移動しやすくなる場合が多いため、汚染の浄化を行っていない場合は、原則的に、浄化のための改変を除いては土地改変を認めないこととすべきである。そうすることにより、汚染土砂を運び出すことを合法的に防ぎ、汚染の拡大を防ぐことができる。また、汚染残土石や汚染土壌を持ち込み合法的な処分場とすることを防ぐこともできる。</p>	<p>汚染土壌の拡散や無制限の移動を防止するために、法第9条第1項により、指定区域とされた土地の形質の変更をする場合に届出を行わせるものです。また、形質の変更の際には、法第9条第4項の環境省令で定める基準に則って施行される必要があり、搬出された汚染土壌の適正な処分や搬出先の確認方法についても、今後環境省において定めていくこととします。</p>

（2）届出を行う必要がない場合

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1．ウ「50cm以上の深さの土壌に変更を加えないこと」を削除すべきである。例えば、当該地域が指定地域である旨立て札を立てようとしても、杭の深さが50cm未満では、台風等で倒れてしまい、「50cm以上の深さの土壌に変更を加えない」ことを遵守することは事実上不可能である。杭と同様、電信柱を立てたり、フェ</p>	<p>ウは、深さ50cm以上の深さの汚染された可能性のある土壌を掘削することを想定したものであり、例えば土地所有者等が通常行うような杭等を立てるのを妨げることを意図したものではありません。</p> <p>したがって、そのようなケースを妨げることのないように、ウを修正します。</p>

<p>ンス設置のための基礎を作ることも不可能である。ウについては、本来、「イ．汚染の除去等の措置としての効果に変更を加えないこと。」で担保されているものを、実務的、形式的要件として示しているものであり不要である。覆土の厚さが50cmでも1mでも一律50cmという規制には根拠がなく、しかも、より厚い覆土を実施するインセンティブも働かず、問題である。(16件)</p>	
<p>2．指定区域に指定されることによる事業誘致への支障を生じさせないため、の「・・・土地の形質の変更が該当する。」の後に、「更に、土壌の搬出を伴わない建設工事等を阻害するものではない。」と追加すべきである。</p>	<p>御指摘の内容は当該箇所の記述すべき内容とは無関係ですので、原案どおりとすることが適当と考えます。</p> <p>なお、本法は指定区域に指定された土地における建設工事等を禁ずるものではありませんが、その際には法第9条1項の届出が必要であり、その施行方法は法第9条第4項の環境省令で定める基準に適合させる必要があります。</p>
<p>3．を削除すべきである。基本的に、「汚染の除去等の措置の命令を受けて、その措置として行う行為」以外の土地の形質変更を禁止すべきである。形質の変更を安易に実行することは、直接摂取によるリスク、地下水等の摂取によるリスクを助長する。</p>	<p>に掲げる行為については、それを行っても法第9条第4項の環境省令で定める基準に適合すると考えられる行為であり、直接摂取によるリスク、地下水等の摂取によるリスクを助長するようなものではありませんので、原案は本項意見1．に対する考え方にお示したように一部修正しますが、基本的には位置づけることが適当と考えます。</p>
<p>4．50cm以下の深さの土壌変更であっても届出を求めるべきである。</p>	<p>土壌を指定区域の外に搬出することなく、かつ、汚染の除去等の措置の効果に変更を加えない行為で、小規模の変更であれば法第9条第4項の環境省令で定める基準に適合すると考えます。なお、50cmの部分については、本項意見1．に対する考え方にお示したように修正します。</p>
<p>5．自社で管理している土地であれば、隣接していなくても隣接地と同様に扱って問題は生じないため、「隣接していなくても自社所有地に一時的に持ち出す」場合も「搬出」の対象外としてほしい。</p>	<p>指定区域において実施される汚染の除去等の措置の一環として当該土地の汚染土壌を一時的に隣接地において適切に仮置きされることは認められ得ると考えられますが、それ以外で汚染土壌を搬出する場合には新たなリスクを生じさせることのないよう一定の規制を課す必要があると考えます。</p>

6 指定調査機関

(1) 指定の基準

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1. ア、ウは具体的でなくわかりにくい。「土壤環境監理士」、「土壤環境リスク管理者」、「土壤環境保全士（安全関係）」、技術士（関連部門）、環境計量士等、具体的に複数の資格やその判断根拠を指定あるいは例示することが必要である。土壤環境関連の既存資格を有効に生かすことが大切であり、人材の確保・育成の効率化もはかれる。土壤汚染の技術管理者を明確な国家資格とし、技術者講習会習会を開く等、国の責務を明らかにし、明確な基準で運営されることを希望する。（7件）</p>	<p>「3年以上の実務経験」については十分に明確なものと考えています。</p> <p>「同程度の知識及び技術を有する者」については、環境部門の技術士の資格を有する者であることなど、要件の具体化を図ることとしています。</p> <p>なお、国家資格を設けたり、特定の講習を要件とすることについては、その他の要件により適切な技術管理者を判断できることから、必要なものとは考えていません。</p>
<p>2. ア「3年以上の実務経験を有する者」を「3年以上の実務経験を有する調査機関に在籍し、実務経験1年以上を有する者」と訂正してほしい。1年以上の実務経験があれば、調査業務の引継ぎ上の問題はないと考える。</p>	<p>業務の経験は、組織に蓄積されるものではなく、主に個人に蓄積されるものであり、実務経験は法人単位ではなく個人単位で考慮することが適当と考えます。</p> <p>なお、このような考え方は、他の制度における実務経験の考え方と同じものです。</p>
<p>3. 「技術上の管理をつかさどる専任のもの」を「技術上の管理をつかさどる責任を有する者」又は「技術上の管理をつかさどる者が選任されている」などに訂正してほしい。専任のものが他の業務を兼務してはならないとすると、中小の調査機関では他の業務と兼務しない者を置く事が困難な場合もある。</p>	<p>土壤汚染状況調査の技術上の管理に専任されている必要はなく、その法人に所属していれば、他業務と兼務していてもよいこととします。</p>
<p>4. 技術全般を管理する技術者の存在だけでは不十分ではないか。調査で一番大事なのは現地で実際にサンプリング等の作業を行う技術者の技術力と資質（倫理性）である。この現場技術者（業界では昭和41年以来「地質調査技士」として資格化。）を技術要件としないまでも、何らかの形で評価すべきである。（国土交通省の地質調査者登録制度では営業所毎に現場管理者を置くことで評価。）例えば業務執行体制を届け出る様式の中に、これら現場技術者の保有人数又は個別氏名を書かせることも一つのアイデアではないか。これにより一定の現場技術が担保されるものとする。</p>	<p>御指摘の点は「3年以上の実務経験を有する者」といった要件として確認することとしています。また、現場作業の適切な管理も、「土壤汚染状況調査の技術上の管理」に該当し、技術管理者の責任の範囲に含まれるものと考えています。</p>

<p>5. 技術上の管理をつかさどる専任の者は代表権を有する者でなくてもいいのか。</p>	<p>代表権を有する者である必要はありません。</p>
<p>6. イに「技術士（環境及び化学部門）」を追加し、要件として「ア、イ双方を必須」とすべきである。本分野は環境及び化学の知識が必須であり、その分野の範囲内で資格要件範囲を広げることが肝要である。加えて、土壌調査には経験技能が不可欠であることからア、イ双方が必須である。本来は本分野の国家資格が必要と考える。</p>	<p>ウの「同程度の知識及び技術を有する者」として、環境部門の技術士の資格を有する者などが該当するものと取り扱うこととします。</p> <p>なお、3年以上の実務経験や一定の資格については、そのどちらかを有すれば土壌汚染状況調査の技術上の管理を行うことができると考えており、両方を必須の要件とする必要はないと考えます。</p>
<p>7. イ「地質調査業者登録制度又は建設コンサルタント登録制度（地質部門又は土質及び基礎部門に限る）の登録を受けている者」と規定した場合、これら以外の業を実施している会社にとっては、社会通念上不公平が生じるため、下記部門の技術士を有するとの条件で総合建設業も能力基準に加えるべきである。建設部門（土壌及び基礎、建設環境）、応用理学部門（地質）、環境部門（環境保全計画、環境測定、自然環境保全）。（2件）</p>	<p>地質調査業等については、その技術が土壌汚染状況調査の技術と一定の親和性があることから、そのような位置づけとしたものです。</p> <p>他の業を行う者についても、アの「3年以上の実務経験を有する者」や、ウの「同程度の知識及び技術を有する者」（環境部門の技術士の資格を有する者であることなど、今後、要件の具体化を図ることとしている）を有していれば指定調査機関に指定されることから、不公平が生じているとは考えていません。</p>
<p>8. イ「地質調査業者登録制度又は建設コンサルタント登録制度」の登録を受けている者で、過去に社会的ルールに逸脱した行為が見られた機関は、信頼性のある調査ができる能力を有すると判断できないので、調査を行うことが出来ないとすべきである。</p>	<p>不適切な方法により土壌汚染状況調査を行った者は、環境大臣の改善命令を受け、なお改善しない場合は指定が取り消されることから、信頼性のある調査を行わない機関による調査は排除されるものと考えています。</p>
<p>9. 指定調査機関の資格として、計量証明事業所としての分析機関を有する必要があるのか。</p>	<p>計量証明事業所としての分析機関を有する必要はありません。</p>
<p>10-1. 指定の基準として「計量証明事業所であること」を追加してほしい。理由として、土壌の汚染調査には計量法に規定される計量証明行為が含まれており、また、調査結果に法的な責任を持たせるためにも、調査機関は計量証明事業所であることが望ましい。計量証明事業者等による分析能力の担保も基準として明示すべきである。土壌の深い部分のサンプリングはボーリング装置などの特殊機材を要するため、専門の地質調査業者や土木建設業者に委託している場合が多いが、これらの業者で汚染物質の分析並びに解析までできる場所は少な</p>	<p>指定調査機関として必要な土壌汚染状況調査の技術は、土壌の測定分析の作業の技術というよりも、サンプリング地点の選定などの調査計画の立案や、測定分析結果の総合的判断などの技術です。</p> <p>したがって、計量証明事業者を無条件で指定調査機関に指定することは適当ではありませんが、必要な要件を満たせば計量証明事業者も指定調査機関となることができます。</p> <p>なお、土壌の測定分析の結果を他者に証明する行為は計量法上の計量証明に該当することから、土壌の測定分析の部分のうち計量法上の該</p>

い。このような現状に推察し、環境測定分析事業者が指定調査機関から締め出されることがないよう配慮願いたい。規制緩和推進に関する度重なる閣議決定において、「強制法規、工業標準化法の各指定・認定機関等について、それぞれの法令で定める要件に合致する場合には、可能な限り相互の活用を図ることにより、重複検査を排除し、効率的な認証体制を実現する。」との趣旨が繰り返して強調されている。この趣旨に沿った規制緩和は、一般需要者の安全を効率的に保ち、かつ規制に係る国内企業の国際的競争力増強を図る上で不可欠である。(4件)

10-2. イに、「環境計量証明業(濃度)登録制度の登録を受けている者にあつては、当該制度上の計量管理技術者としての要件を満たす者」を追加してほしい。指定調査機関に関しては、環境計量証明業(濃度)登録業者が有する汚染調査技術の実績と土壤汚染物質の化学的挙動分析の経験を有効に活用すべきである。ただし、上記登録業者の技術対応範囲は広いことから、土壤汚染対策技術に精通した技術管理者が存在することが必須条件である。

11. 経理的側面から指定の基準を設けるべきではない。調査の信用性と経理的部分は区別すべきである。ベンチャー企業等の設立間もない企業(土壤汚染調査の実務経験を3年以上有する者が在籍し、コンサルタント経験は豊富)にとっては、債務超過等の経理的基礎に係る基準は非常に厳しく、ベンチャー企業育成に大きな妨げになる。

12. 経理的基礎に係る基準について、「業務を的確に遂行するための人員等を有し」とあるが、この記載では定量的尺度が不明のため、人員なら何名以上、設備なら何の設備が必要か等を具体的に示すべきである。(5件)

13-1. ア「指定調査機関の役員等の過半数が、役員または使用人を務めている法人」を削除すべきである。計量証明事業では、親会社から委託された計量証明事業を実施することは

当部分は、当然に計量証明事業者により行われることが必要と考えています。

土壤汚染状況調査を的確に行うためには、事業を継続的に実施するための一定の資金的背景が必要であり、経理的基礎に関する要件を設ける必要があります。

なお、その要件は必要最小限のものに限定しています。

設備は特に必要ありません。人員は最低限、技術管理者である者1人を有する必要があります。

指定調査機関と一定の人的・資本的関係にある法人が土地の所有者等などとなっている土地であっても、一定の社内チェック体制を整備することにより、調査結果の適正さを確保するこ

問題ないとされている。

13-2. 計量証明事業所については、「役員等の構成に関する基準」を削除すべきである。不正が行われるのではないかとの懸念があるものと推測するが、懸念される不正は計量法で厳しく規制されており、虚偽の申請・報告等がなされることはあり得ない。(3件)

13-3. ウ「子会社または親会社」とは単純に50%以上の出資関係だけが基準と考えてよいか。

13-4. ウ「子会社又は親会社」が所有者等である場合には調査の業務ができないとされているが、所有者等が汚染原因者であるおそれがなくかつ一時的に土地所有者等となっている場合については例外として認めてほしい。

13-5. ウ「指定調査機関の子会社又は親会社」を削除すべきである。理由として、(1) 調査密度を変える場合や試料採取を行わない場合は都道府県知事の確認を受けることになっており、親子関係の会社が調査を実施する場合でも不公正な調査計画はできない。(2) 子会社が分析を行う場合でも、公定法に基づき実施され、分析値については環境計量士及び環境計量証明事業所によって保証されている。また、計量法第113条第5号により、虚偽の内容の証明行為に対しては厳しい罰則が設けられており、子会社又は親会社の関係にあっても不正な調査を実施するとは考えられない。(3) 環境関連測定業務については、親会社が出資して分析会社(環境証明事業)を設立して実施している場合が多く、この分析会社は独立して社内外から土壌汚染調査等の業務を受注している。親会社からの受注がなくなれば子会社の経営上の影響が大きい。水質汚濁防止法、大気汚染防止法等において、施設を所有する会社と測定する会社の関係において、同様の規定は存在しない。(4) 指定調査機関等が定められている他の法律の記述では、「役員または職員の構成が・・・業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること」とあり、それ以上の記述はない。

とは可能と考え、土壌汚染状況調査の実施そのものができないこととはせず、必要な社内チェック体制が整備されているかどうかを確認するに止めることとします。

(5) 100㎡メッシュの必要性を検討した時に、調査に恣意的要因が入らないようにするために同メッシュを採用したはずであり、さらに限定する必要はないはずである。(6)資本関係や取引関係があることをもって一律に規制することは、規制緩和の流れに逆行する。調査の公正さを保つという主旨からすれば、指定調査機関の資格要件を定めた上、不公正な行為をした場合の罰則規定（例えば資格の取り消しなど）を厳格に運用する事をもって事後規制を徹底する方向で、省令を制定・運用すべきである。(7)調査に関する要件を満足していれば、関連会社（子会社又は親会社）である場合の方が、調査実務において何かと効率的な作業ができ、時間的・経済的観点からもメリットがある。（30件）

13-6. イ、ウを削除すべきである。理由として、(1)計量証明事業所にはこの種の制約はなく著しく均衡を欠くものであり、事業機会を失わせるものである。不正を行う指定調査機関は行政機関の立入検査等で明らかにして指定を取り消せばよい。特にイについて担当役員が過去2年に遡って役員、使用者であった法人の親会社までもを規制対象に含めることは厳しすぎる。指定調査会社の現担当役員が過去の在籍会社と相互影響関係を有するとみるのは通常の間接的感覚から逸脱している。(2)この制限は、調査結果を捻じ曲げる不正が発生することを防ぐ目的かと想像するが、調査ポイントをずらして汚染の存在を隠すことは資本関係がある企業間のみ発生することか。商取引であるからには、発注者の意向を気にしない調査会社はいない。不正が生じるリスクは資本関係にあつたり、役員が過去に在籍した会社との間にのみ存在するとするのは不条理である。(3)調査を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないことを確保する手続きを社内規定で定めることが要求されており、そのことでもって資本関係があろうがなかろうが不正回避の目的は達成されたと考える。

13-7. 「役員等の構成に関する基準」を削除すべきである。理由として、(1)本調査は計量法での計量証明事業とほぼ同じ内容の業務となると考えられる。計量法では役員等の構成についての規定はないが、計量証明については何ら支障を来していない。(2)明確な技術的能力に係る基準と罰則があればよい。指定調査機関と調査対象者との関連を規定するのではなく、指定調査機関の役員等の人間性(成年被後見人、禁固以上の刑等)を問う基準とすべきである。(3)親会社の子会社である調査・分析機関に業務を委託することが他の法に置いて規制されている例はなく、なぜ本法のみこの規制を設けるのか不明である。すでに実績があり社会的に認知されている調査・分析会社を除外するというのは、あたかもこれらの会社が法を遵守しないという前提での政策であり、社会的公平性を著しく害するものと言わざるを得ない。(20件)

13-8. 「自らと以下の関係のある法人」を「自らと以下の関係のある法人、若しくは当該指定調査機関の役員等」と改める必要がある。少なくとも、当該指定調査機関の役員等が所有する土地を当該指定調査機関が調査することを禁ずべきである。証券取引法では、第166条第1項に規定するインサイダー取引の規制対象となる会社関係者についてきわめて広範に定義している。具体的には、会社の役職員(パート・派遣職員等も含む)、役員配偶者および二親等内の血族(祖父母・父母・子供・孫・兄弟姉妹)、主要株主(10%以上の株式を保有)、大株主(3%以上の株式を保有)、関係会社、関係会社の役員およびその配偶者(親会社および子会社の役員等を含む)、会社関係者でなくなった後1年以内の者等が対象とされている。この例を踏まえるべきである。

13-9. その他の基準ア～ウは、社内の規定で明文化する必要があるのか。また、それを申請書類に添付するのか。

14. は内容が曖昧であるので削除すべきで

社内の規程(業務規程を想定)において、一

<p>ある。(2件)</p>	<p>定の記載がなされていることを要件とすること としています。</p>
<p>15. ア「特定の者を不当に差別的に取り扱 わないこと」を削除すべきである。社内規定に どう記述すれば基準に合致するのか不透明であ る。「不当に差別的」の判断を当局の恣意に任 すべきではない。(3件)</p>	<p>今後、その具体的な内容を検討し、公表する こととします。</p>
<p>16-1. イ「利害関係の影響を受けない」 とされているが、社内規程に定めがあれば、実 際取引関係(調査機関の売上に占める割合、 融資取引の有無、その他の取引関係)が問題に なることはないと考えてよいか。</p> <p>16-2. イ「利害関係の影響を受けない」 を削除すべきである。理由として、(1)どの範 囲までが利害関係なのか明確でなく、かつ、発 注者と受注者という利害関係が発生する為、こ のような基準では実効性に欠ける。技術的能力 に係る基準と罰則について公平明確な規定があ ればよい。(2)「土壌汚染状況調査が不公正に なるおそれ」として、調査の実施を特定の者に とって不当に有利又は不利に取扱うことや、調 査の手順が統一化されていないことにより調査 結果にばらつきが出ることを想定するのであ れば、ア及びウの内容にて網羅されており、イ の内容は主旨と異なる。(3件)</p>	<p>この規定は、個別具体の利害関係ごとの対応 を求めるのではなく、調査方法が利害関係に影 響されないような体制を整備することを求める ものです。</p> <p>その具体的な内容については、今後検討する こととします。</p>
<p>17. 、 の「社内の規程において」定める 事項は、各々の指定調査機関の内部的な社内規 程よりも業務規程に明確に記載すべき事項では ないか。土壌汚染状況調査の業務にあたって は、何らかの利害が関係する土地の調査を将来 請け負うことになるかどうかは事前にわからな いことである。調査機関自らと関係する物件の 請負を禁止するという細部の対応は、個々の物 件について対応すべき事項であり、調査業務に 関し必要な事項として規定し作成する業務規程 にその内容を定めるべきと考える。</p>	<p>「社内の規程」とは、業務規程になる場合が 一般的と考えています。</p>
<p>18. 指定検査機関となる者(団体)の内部規 定で の内容が明記されているとしても、昨今 の社会的状況を考えると、それを担保するため の手段が外部の、それも第三者機関によって講</p>	<p>調査の公正性を確保するためのチェック体制 は、必ずしも外部の者の関与を求めるものであ る必要はないと考えています。</p>

じられていなければ、社会的な信用が得られない。したがって、その他の基準の各事項が実際に守られるためにNPO等第三者機関との協働のための手続きを明記すべきである。（例：NPO等から申し出があれば協働で検査を行う等。）

19-1. 調査機関の行う調査内容を明確にすべきである。調査の内容は、土地の履歴、現状等から土壌サンプリング計画立案・実行業務、でサンプリングした土壌の分析業務であり、いずれの調査も専門性、実務経験を要する。専門業務としての定義付けを厳正に行い、指定調査機関としてもこの点を区別して指定すべきである

19-2. 「土壌汚染状況調査」の内容は「土壌サンプリング調査」であることを明示されたい。指定調査機関が実施する事項は、a)土壌サンプリング調査とb)土壌分析に分けられるが、その両方が該当するのではなく、恣意的要因が入る可能性のあるa)のみが対象であることを確認する必要がある。なお、a)はサンプリング場所決定と実際のサンプリング、b)はサンプリングした土壌の分析が主要業務である。（10件）

20. 調査の信頼性や公正性を確保するため、指定調査機関の職員のみが試料を採取できるとすべきである。現在、土壌関係の調査に関連して計量証明書が発行された事例を見ると、計量証明事業所の職員が土壌試料の採取を行った自社採取の他に、計量証明事業所の職員以外の者が採取し計量証明事業所に持ち込む、いわゆる持込み試料について計量証明書が発行されているケースも少なくない。こうした持込み試料について計量証明書を発行することは、計量法上の問題はないと考えるが、法の施行に伴いより厳格な土壌調査の実施が求められていることから、こうした持込み試料は法に基づく調査では好ましくないと考える。

21. 汚染除去作業結果の信頼性を高め、公共の安全を図るために、「土壌汚染除去業務と指

土壌汚染状況調査の内容は、土壌のサンプリングと測定分析の双方を含み、調査の方法を定める省令の規定により明らかにします。

なお、サンプリング作業、測定分析等の調査内容の一部については、指定調査機関は外部に委託できます。指定調査機関が行う必要があるのは、サンプリング地点の選定などの調査計画の立案、サンプリング作業の監督、測定分析結果の総合的判断などです。

したがって、サンプリング作業や測定分析についての実務経験を求める必要はないと考えています。

サンプリングの作業自体は、方法が明確であり、地点があらかじめ特定されていれば単純な作業であり、外部に委託できるものです。

しかし、指定調査機関は調査の適正さを確保する責任がある以上、作業を委託した場合であっても、当然にその職員が作業に立ち会って監督することとなるものと考えています。

土壌汚染状況調査と汚染の除去等の措置は全く別個に行われるものであり、兼業を禁止する

定調査機関としての業務の兼業を禁止する。」 ことを省令に明示すべきである。	必要はないと考えています。
2.2. 調査機関が限定されその結果調査費用が高騰しないよう、指定調査機関の選定基準は対象を国内に限定せず外国調査機関の参入を促すべきである。	外国の調査機関についても、要件を満たす場合には指定することとなります。

(2) 指定申請の手続き

意見の概要	意見に対する考え方
1. 添付書類のうち、欠格条項に該当しないことを説明した書類、指定の基準に適合することを説明した書類は、第三者機関による署名を必要とするのか。	第三者機関による署名は特に必要ありません。

(3) 業務規程の記載事項

意見の概要	意見に対する考え方
1. 業務規程とは、(1)1.の社内規定の一部なのか。それとも依頼側と受託側の契約事項の一部なのか。	社内規程の一部と考えています。
2. 当社は、全国的に数力所の事業所を持ち、いずれの事業所でも調査が実施できるようにしたいので、「土壌汚染状況調査の業務を行う事業所の所在地」については複数の事業所を併記しても差し支えないようにしてほしい。	複数の事業所を併記することもできます。
3. 「土壌汚染状況調査の業務を行う地域」とは自治体単位の地域を意味するのか。また、全国を調査業務の対象とする場合には「日本全国」という地域指定は可能か。	日本全国を業務の対象地域とする旨の記載をすることもできます。
4. 当社では全国的に数力所の事業所を持ち、業務を行う地域は日本全国を考えている。そもそも「土壌汚染状況調査の業務を行う地域」を記載させること自体が殆ど無意味であるので、は不要である。	土地の所有者等が調査を依頼する指定調査機関を選択するに当たり、その地域で業務を行っているかの情報が必要となる場合もあることから、記載していただくこととしています。
5. 「土壌汚染状況調査の業務を行う地域」を「調査を行う地域又は調査を行う可能性のある地域」と訂正してほしい。業務を行う地域を今後拡大する可能性があるため、予測して申請する必要もあると考える。	調査を依頼しようとする土地の所有者等への適切な情報提供の観点から、業務規程にはその時点での業務を行う地域を記載することが適当と考えます。 なお、業務規程を変更することにより、業務を行う地域を拡大することができます。
6. 業務規程の記載事項 ~ の具体的事項に	今後、その具体的な内容を検討し、公表する

<p>については、どこまで記載することを要求しているのか。(例えば、業務作業手順書などの作成が必要かどうかなど。)(2件)</p>	<p>こととします。</p>
<p>7. 指定調査機関の遵守事項と国の責任範囲をより具体的に明確にすべきである。各指定調査機関を国がどこまで担保するのか不明であり、業務規程、調査方法や費用等がバラバラでは、調査を依頼する側や周辺住民等に戸惑いが生じる。</p>	<p>国は、土壌汚染状況調査の技術的な方法を定めるとともに、指定調査機関が一定の能力を有する者であることを確保します。一方、個々の土壌汚染状況調査の実施については、指定調査機関の責任において行われます。</p>
<p>8. 業務規程に「外注(または下請け)に関する事項」を記載すべきである。従来の環境調査等では調査の一部又は全部を他の機関に下請けさせる行為が見受けられたが、調査の信頼性の観点から、指定調査機関自身が調査を行うのが望ましく、外注行為に何らかの制限を課すべきである。</p>	<p>土壌のサンプリング作業や測定分析の外部委託に制限を課すことは考えていません。 業務規程への記載については、詳細は今後検討することとしますが、外部委託について何らかの記載をすることとします。</p>

(4) 業務の廃止届出

意見なし

(5) その他

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1. 業務の状況について定期的に報告させる内容について具体的に明示してほしい。今後の業務に反映させる必要があるかどうかを判断するために必要である。</p>	<p>報告事項の内容は、今後検討することとしますが、現時点では、土壌汚染状況調査を実施した回数などの調査の実施に関する事項、財務内容等を考えています。</p>
<p>2. 業務の状況について定期的に報告させる内容は、例えば、法3条、4条に基づく調査報告事項等に限定すべきである。指定機関の業容には、本法に基づく調査以外の業務や、それ以外のコンサル業務、自主調査業務等があり、M&Aの面で社外秘取扱の場合もあり報告できない。どんな内容も(調査先で業務上知り得た機密事項等)報告せねばならないとすると、事業の存続に関わる可能性も考えられる。(2件)</p>	<p>報告事項の内容は、今後検討することとしますが、決めるに当たっては、御指摘の懸念を踏まえることとします。</p>
<p>3. 指定区域として公示される場合は別として、汚染のない土地の調査も相当数あると考えられ、これらの土地の調査実施事実が情報公開請求によって開示されると予想されない摩擦を生じる可能性もある。したがって、業務の状況</p>	<p>情報開示請求については、不開示情報に該当する情報は開示されないことから、開示による不都合は生じないものと考えています。 いずれにしても、報告事項の内容は、今後検討することとします。</p>

<p>についての報告事項は、実名や所在地等個別の物件が明示されないよう考慮し、実施件数及び汚染の判明件数等の実態を把握できる統計的数値のみの事項とすることが最適と考える。</p>	
<p>4. 浄化措置等の対策実施前に必要な深度方向の汚染状況調査、浄化措置として原位置浄化措置などを実施した後の確認調査、地下水の水質のモニタリングなどを実施した後の確認調査などについて、法では特に規定がないが、調査の信頼性や公正性を確保する観点から、法に基づき実施される一連の調査は指定調査機関のみが実施できるなどの規定が必要である。</p>	<p>法に基づく「土壌汚染状況調査」はあらかじめ定められた一定の方法に基づいて行われる必要があり、調査全体の信頼性を担保するために指定調査機関に行わせることとしているものです。</p> <p>御指摘の汚染の除去等の措置の効果の確認のための調査等は「土壌汚染状況調査」と違って一定の方法に基づいて行われるものでなく、状況に応じて行われた異なる調査の結果について個別に信頼性の確認が得られるのであれば、必ずしも指定調査機関に行わせる必要はないものと考えます。</p>

7 基金による助成金の交付

意見の概要	意見に対する考え方
<p>1. 助成金の交付については、法が施行されれば、相当の対象事例が発見されることが予想される。できるだけ土地所有者の負担軽減を図るべく、助成範囲の拡大と、助成金枠の増大を講じていただきたい。</p>	<p>政令第8条における「環境大臣が定める負担能力に関する基準」については、御指摘も踏まえ様々な角度から検討してまいります。</p>
<p>2. 個人零細企業に対する経済的な支援の拡充として、政府系金融機関において土地の調査、修復にかかる融資制度の融資枠を十分に確保するとともに、併せて、融資を容易に受けることができるよう信用保証制度等の特例保険制度を創設することも必要と考える。</p>	<p>日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫が「市街地土壌汚染・地下水汚染防止等事業」を既に実施しているほか、新たに中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫においても土壌汚染対策に係る融資制度ができないか要望しているところです。これらもあわせ、支援措置の充実に努めてまいりたいと考えています。</p>
<p>3. 汚染者が判明しているが、措置の資力がないう場合除去費用の負担は基金が対応することとされているが、汚染原因者がはっきりしない場合の除去費用の負担は、土地の所有者ではなく基金が負担するといった方策も可能ではないか。</p>	<p>汚染者が判明している場合には費用負担も含め汚染原因者に対し措置を命ずることになります。また、汚染原因者が不明・不存在の場合には、土地所有者等には当該土地を管理することについて一定の責任があることから、土地所有者等に措置を命ずることになります。なお、土地所有者等の負担能力が低い場合には、基金を通じた一定の支援を考えています。</p>

4．費用負担能力が低い者に対して助成を行うことが助成金交付の趣旨であり、汚染原因者であっても、費用負担能力がない者にリスク低減措置を実施させることは不可能であるので、「（汚染原因者を除く）」を削除すべきである。

5．法第7条第1項の規定に基づき地方公共団体が覆土を命じたにもかかわらず、土地所有者等が覆土より経費のかかる対策を選定し、選定した対策に要した経費の一部の助成を地方公共団体に申請する場合があると考えられるため、土地所有者等に対する助成金の交付は、法第7条第1項の規定に基づき命令した内容に係る経費の一部を上限とすることを明確に示すべきである。

公害規制の分野ではこれまでも汚染者負担の原則が基本的に貫かれており、汚染原因者に対し公的助成を行うことは社会的に合意が得られないと考えています。

御指摘を踏まえ政令第8条において「法第7条第1項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた者」と明記することとします。助成の対象となり得るのは、当該命ぜられた措置に要する費用の範囲となります。